

# 栗東市営住宅管理条例及び栗東市営住宅管理条例施行規則の

## 一部改正について

建設部 住宅課

### 1. 改正の概要

令和5年12月22日に「こども未来戦略」が閣議決定されたことを受け、国土交通省内で対応を検討され、「公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領」を策定された。この要領の中で、市営住宅における子育て世帯の優先入居の取扱いや裁量階層世帯の見直し等を検討するよう地方自治体に要請されていることから、栗東市営住宅管理条例（平成14年栗東市条例第22号。以下「市条例」という。）及び栗東市営住宅管理条例施行規則（平成14年栗東市規則第30号）の一部を改正するものである。

### 2. 改正の趣旨

現在、本市における裁量階層として高齢者や障がい者と並び、未就学の子がいる場合を裁量階層世帯※としているが、低廉な家賃で優先的に入居できる取組を推進することにより、子育て世帯が子どもを産み育てやすい環境整備を図るため、未就学の子から18歳以下の子がいる世帯に範囲を拡大することとする。

また、定期募集における住宅困窮度合の特殊事情加算において優先入居を図るための加点を行っているが、若者夫婦世帯の居住の安定を確保するため、夫婦とも40歳未満の若者夫婦のみの世帯を対象に特殊事情加算を追加することとする。

※入居のための収入要件の上限額及び家賃算定の収入超過者となる基準額が214,000円/月以下となる世帯で、158,000円/月が上限である一般世帯と比べて、入居条件、家賃算定面で優遇されている。

### 3. 新旧対照表

#### ・栗東市営住宅管理条例

| 現行  | 改正案   |
|---|---|
| 第1条－第3条（略）<br>（入居者資格）   | 第1条－第3条（略）<br>（入居者資格）   |
| 第4条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者）にあつては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第30条に規定する被災者等にあつては第4号から第6号まで）の条件を具備す | 第4条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者）にあつては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第30条に規定する被災者等にあつては第4号から第6号まで）の条件を具備す |

| 現行   | 改正案   |
|--|---|
| <p>る者でなければならない。</p> <p>(1)－(2) (略)</p> <p>(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして次に掲げるものである場合 21万4,000円</p> <p>(ア)－(イ) (略)</p> <p>(ウ) 同居者に<u>小学校就学の始期に達するまで</u>の者がいる場合</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>第5条－第53条 (略)</p> | <p>る者でなければならない。</p> <p>(1)－(2) (略)</p> <p>(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして次に掲げるものである場合 21万4,000円</p> <p>(ア)－(イ) (略)</p> <p>(ウ) 同居者に<u>18歳以下</u>の者がいる場合</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>第5条－第53条 (略)</p> |

・ 栗東市営住宅管理条例施行規則

| 現行                       |                               |                         | 改正案                      |                               |                         |
|--------------------------|-------------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 別表（第4条関係）<br>住宅困窮度合の判定基準 |                               |                         | 別表（第4条関係）<br>住宅困窮度合の判定基準 |                               |                         |
| 種類                       | 住宅困窮度合                        | 点数                      | 種類                       | 住宅困窮度合                        | 点数                      |
| 9 特殊<br>事情加<br>算         | 1 18歳以下の子がいる世帯である者            | 子1人につき<br>10<br>点加<br>算 | 9 特殊<br>事情加<br>算         | 1 18歳以下の子がいる世帯である者            | 子1人につき<br>10<br>点加<br>算 |
|                          | 2 母子又は父子家庭である者                | 10                      |                          | 2 母子又は父子家庭である者                | 10                      |
|                          | 3 高齢者（60歳以上）のみの世帯である者         | 10                      |                          | 3 高齢者（60歳以上）のみの世帯である者         | 10                      |
|                          | 4 障害者世帯である者                   | 10                      |                          | 4 障害者世帯である者                   | 10                      |
|                          | 5 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104 | 10                      |                          | 5 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104 | 10                      |

|  |  |    |  |  |           |
|--|--|----|--|--|-----------|
|  | 号) 第2条第1項に規定する犯罪をした者等に該当する者  |    |  | 号) 第2条第1項に規定する犯罪をした者等に該当する者  |           |
|  | 6 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項及び第4項に規定する行為等により居住することができなくなった者 | 10 |  | 6 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項及び第4項に規定する行為等により居住することができなくなった者 | 10        |
|  |  |    |  | 7 <u>若年夫婦(夫婦ともに40歳未満)である者</u>  | <u>10</u> |
| 備考<br>住宅困窮理由が複数の場合においては、各々のうち最高点数の住宅困窮度合を申込みにかかる困窮度合とする。<br>特殊事情加算における困窮度合点数は、100を限度とする。 |  |    | 備考<br>住宅困窮理由が複数の場合においては、各々のうち最高点数の住宅困窮度合を申込みにかかる困窮度合とする。<br>特殊事情加算における困窮度合点数は、100を限度とする。 |  |           |

#### 4. スケジュール

令和7年度の家賃算定から反映することとする。

- R6. 7月 公営住宅等運営委員会での協議
- R6. 9月 議会①(改正内容の説明)
- R6. 12月 議会②(条例改正の議案提出)
- R7. 1月 施行